

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課、葵区地域総務課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日から4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年7月7日

静岡市長 難 波 喬 司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 MARK IS静岡

所在地 静岡県静岡市葵区柚木1026

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更

※別添「小売業者一覧表」のとおり

3 変更の年月日

※別添「小売業者一覧表」のとおり

4 届出年月日

令和8年6月23日